

藤枝市立新学校給食センター 基本構想（概要版）

藤枝市教育委員会 学校給食課

構想策定の目的

学校給食に関する法令や基準に基づき、安全・安心でおいしい給食を提供し、学校給食と食育を通じて児童生徒の健全な育成に資するため、基本構想を策定します。

現状と課題

● 現状

現在は、中部、北部、西部の3センターで調理が行われていますが、そのうち北部と西部はウェットシステムでの使用を基本として整備された施設を、運用によってドライシステムと同等の安全性を確保することで学校給食衛生管理基準を満たしている状態です。

また、食物アレルギーへの対応については、アレルギー対応食の専用調理室が整備されていないため、学校、保護者、給食センター間で情報共有を行い、アレルギーの原因となる食物を児童・生徒に喫食させない方策がとられています。さらに本市教育委員会で「藤枝市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、緊急時の対応や誤飲事故を未然に防ぐ取り組みを行っていますが、食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者からは、アレルギーの原因となる食物を除去した献立や、代替となるものを使用した献立の提供が強く望まれています。

表1 各学校給食センターの施設概要

	中部 学校給食センター	北部 学校給食センター	西部 学校給食センター
施設所在地	藤枝市緑町2-1-15	藤枝市寺島845-1	藤枝市大西町1-9-3
区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
共用開始	平成9年4月(築24年)	昭和60年4月(築36年)	昭和54年4月(築42年)
敷地面積	5,219㎡	3,430㎡	4,497㎡
延床面積	2,502㎡	1,207㎡	1,090㎡
建築面積	2,076㎡	1,207㎡	1,238㎡
システム/運用	ドライ	ウェット/ドライ運用	ウェット/ドライ運用
配送校	小学校 9校 合計 154 学級	小学校 6校 合計 97 学級	小学校 2校 合計 54 学級
	中学校 3校 合計 31 学級	中学校 4校 合計 47 学級	中学校 3校 合計 58 学級
提供食数/ 最大能力	4,976食/6,300食	3,841食/4,100食	3,373食/4,200食
	計 12,190食/14,600食		

※配食数は、教職員等の食数も含まれています

※令和3年5月1日現在

● 課題

- ・ 施設及び設備の老朽化・学校給食衛生管理基準への対応
- ・ 建設候補地の確保
- ・ 食物アレルギーの対応・食育への対応
- ・ 市内及び県内地場産品の食材確保
- ・ 将来的な施設の社会的位置づけ

基本理念・基本方針

基本理念 「持続可能で、だれにも安全・安心でおいしい給食の提供」

- 基本方針
- 1) 「持続的に安全・安心でおいしい給食が提供できる施設」
 - 2) 「栄養バランスの取れたおいしい給食が提供できる施設」
 - 3) 「食物アレルギーに対応した給食の提供を図れる施設」
 - 4) 「食育及び地産地消の推進を図れる施設」
 - 5) 「ローカル SDGs に掲げる目標を実現する施設」
 - 6) 「供食規模に応じた効率的な施設整備と運営ができる施設」

提供食数の設定

今後の児童生徒数は緩やかに減少することが予想され、必要とされる1日あたりの給食数も市全体で12,200食（令和3年）から10,500食（令和10年）程度になるとみられることから、新学校給食センターの運用開始予定である令和10年において提供する給食数は10,500食とすることを基本とします。（令和3年5月1日現在の実績値、令和4年度以降は推計値）（藤枝市教育委員会推計）

整備概要

表2 学校給食センター整備概要

新学校給食センター			
項目	内容	項目	内容
提供食数/最大能力	6,500食/10,000食 (中部学校給食センター 4,000食/6,500食)	主食内容	米飯3回/週、パン1~2回/週、 麺2~3回/月 主食については外部から購入
敷地面積	11,000㎡	厨房機器の作業環境	ドライシステム
延床面積	4,800㎡	食育	調理作業工程の視認又は それに類する見学方法
献立数	3献立	食物アレルギー対応食	専用調理室を設置
給食実施日数	小学校 180日/年 中学校 178日/年	残滓(ざんさ)対応	残滓処理施設の設置

児童生徒へ安全・安心でおいしい給食を提供することが最優先ですが、加えて、きめ細やかな食育指導が可能であることと、経済的で効率的な運営を図れることを考慮して、新センターと既存の中部センターの2センターでの運用とします。

事業スケジュール

表3 事業スケジュール

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
全体スケジュール	許認可・設計期間		造成工事	建設工事			備品購入、試運転等	新学校給食センター運営 中部学校給食センター運営
	土地収用 事業認定	合併推進債 期限					新学校給食センター 運営開始	
	農振除外手続	用地取得手続						